

地域再生計画書本体新旧対象表

旧	新
<p><b>1．計画の名称</b> うるおいのある水辺空間と良好な生活環境の創出</p> <p><b>2．地域再生計画の作成主体の名称</b> 静岡県、浜松市</p> <p><b>3．地域再生計画の区域</b> <u>浜名港（静岡県浜名郡新居町・舞阪町）及び村櫛漁港（静岡県浜松市）の区域</u></p> <p><b>4．地域再生計画の目標</b> 浜松市は、商工業を中心とした活発な産業活動のもとに、人口60万人を擁する県下有数の都市として、また、県西部の中核都市として飛躍的な発展を遂げてきた。そして、平成17年7月には、周辺11市町村と合併し、浜名湖や遠州灘、さらには、天竜川や北遠の山々等の自然に恵まれた新「浜松市」が誕生する。 (略) しかしながら、近年、湖口を固定し漁船の安全な航行を確保する目的で今切口に整備された導流堤の前面で堆砂が促進し、浅瀬が形成させるようになったため、多少のウネリでも巻き波砕波が発生し、漁船の航行に支障が生じ漁業活動を脅かす事態となっている。 (略) こうした状況を解消するため、本計画において航路浚渫を行い、漁船の安全航行の確保を通じた漁業活動の活性化を図る。 (略) 係船杭による暫定係留施設を整備したことにより、地区内の放置艇はほとんど解消され、秩序ある利用環境に生まれ変わったが、暫定措置は平成22年度までとされているため、県・市、それぞれが受け持つ暫定係留施設の恒久化を早急に行うことが急務となっている。 (略)</p>	<p><b>1．計画の名称</b> うるおいのある水辺空間と良好な生活環境の創出</p> <p><b>2．地域再生計画の作成主体の名称</b> 静岡県、浜松市</p> <p><b>3．地域再生計画の区域</b> <u>浜名港（静岡県浜名郡新居町・静岡県浜松市）及び村櫛漁港（静岡県浜松市）の区域</u></p> <p><b>4．地域再生計画の目標</b> 浜松市は、商工業を中心とした活発な産業活動のもとに、人口60万人を擁する県下有数の都市として、また、県西部の中核都市として飛躍的な発展を遂げてきた。そして、<u>平成17年7月1日</u>、周辺11市町村と合併し、浜名湖や遠州灘、さらには、天竜川や北遠の山々等の自然に恵まれた新「浜松市」が誕生した。 (略) しかしながら、近年、湖口を固定し漁船の安全な航行を確保する目的で今切口に整備された導流堤の前面で堆砂が促進し、浅瀬が形成させるようになったため、多少のウネリでも巻き波砕波が発生し、漁船の航行に支障が生じ漁業活動を脅かす事態となっている。 (略) こうした状況を解消するため、本計画において航路浚渫を行い、漁船の安全航行の確保を通じた漁業活動の活性化を図る。 (略) 係船杭による暫定係留施設を整備したことにより、地区内の放置艇はほとんど解消され、秩序ある利用環境に生まれ変わったが、暫定措置は平成22年度までとされているため、県・市、それぞれが受け持つ暫定係留施設の恒久化を早急に行うことが急務となっている。 (略)</p>

## 5. 目標を達成するために行なう事業

### 5 - 1 全体の概要

暫定係留施設の恒久化を図るため、浜名港に258隻、村櫛漁港に5隻の恒久施設を建設しうるおいのある水辺空間と地域景観の向上を図る。

また、漁船の安全航行を確保し、漁業活動の健全化を図るため航路浚渫を行うとともに、侵食が進行している新居海岸に輸送し砂浜の再生を図る。

航路浚渫を行うために必要な港湾区域の変更については、関係者との協議を了することが見込まれる。浚渫を行う区域は航路地区とする。

### 5 - 2 法第4章の特別措置を適用して行なう事業 港整備交付金を活用する事業

#### [ 施設の種類の事業主体 ]

- ・港湾施設（浜名港） 静岡県
- ・漁港施設（村櫛漁港） 浜松市

#### [ 整備量 ]

- ・港湾施設・係留施設、航路
- ・漁港施設・係留施設

#### [ 事業期間 ]

- ・港湾施設 平成17年度～平成21年度
- ・漁港施設 平成19年度

#### [ 事業費 ]

- ・総事業費 659,500千円  
港湾施設 648,000千円  
(うち交付金259,200千円)  
漁港施設 11,500千円  
(うち交付金 5,750千円)

### 5 - 3 その他の事業

該当なし

## 6. 計画期間

平成17年度から平成21年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし静岡県が状況を調査、評価し、公表する。またプレジャー

## 5. 目標を達成するために行なう事業

### 5 - 1 全体の概要

暫定係留施設の恒久化を図るため、浜名港に258隻、村櫛漁港に5隻の恒久施設を建設しうるおいのある水辺空間と地域景観の向上を図る。

また、漁船の安全航行を確保し、漁業活動の健全化を図るため航路浚渫を行うとともに、侵食が進行している新居海岸に輸送し砂浜の再生を図る。

なお、浚渫に際しては学識経験者、行政からなる「遠州灘沿岸侵食対策検討委員会」で審議した結果、浚渫量を増加する必要があるとの結論に至った。

### 5 - 2 法第4章の特別措置を適用して行なう事業 港整備交付金を活用する事業

#### [ 施設の種類の事業主体 ]

- ・港湾施設（浜名港） 静岡県
- ・漁港施設（村櫛漁港） 浜松市

#### [ 整備量 ]

- ・港湾施設・係留施設、航路
- ・漁港施設・係留施設

#### [ 事業期間 ]

- ・港湾施設 平成17年度～平成21年度
- ・漁港施設 平成18年度

#### [ 事業費 ]

- ・総事業費 840,500千円  
港湾施設 829,000千円  
(うち交付金331,600千円)  
漁港施設 13,800千円  
(うち交付金 6,900千円)

### 5 - 3 その他の事業

該当なし

## 6. 計画期間

平成17年度から平成21年度

## 7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に、4に示す数値目標に照らし静岡県が状況を調査、評価し、公表する。またプレジャー

ボート係留施設の恒久化に際しては、必要に応じ事業の内容を見直しを図るため、県・浜松市・周辺1市5町及び浜名湖総合環境財団による「浜名湖水域推進調整会議」を開催し、施設の整備状況について検討を行う。

#### 8. その他、地方公共団体が必要と認める事項

航路浚渫については、浚渫後のモニタリング調査等を実施し、今切口周辺の漂砂メカニズムの解明を図り、恒久的なサンドバイパスシステムの検討を進める。

(添付資料)

目次

- (1) 地域再生計画見取図
- (2) 地域再生計画工程表及び内容
- (3) 整備計画平面図
- (4) 地域再生計画イメージ図

ボート係留施設の恒久化に際しては、必要に応じ事業の内容を見直しを図るため、県・浜松市・周辺1市5町及び浜名湖総合環境財団による「浜名湖水域推進調整会議」を開催し、施設の整備状況について検討を行う。

#### 8. その他、地方公共団体が必要と認める事項

航路浚渫については、浚渫後のモニタリング調査等を実施し、今切口周辺の漂砂メカニズムの解明を図り、恒久的なサンドバイパスシステムの検討を進める。

添付資料)

目次

- (1) 地域再生計画見取図
- (2) 地域再生計画工程表及び内容
- (3) 整備計画平面図
- (4) 地域再生計画イメージ図